

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法の一部を改正する等の法律案要綱

衆議院小選挙区選出議員の選挙区をめぐる現状等に鑑み、各選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、議員定数の見直しを含めた衆議院議員の選挙制度の抜本的な見直しが行われるまでの間における措置として、人口に比例して各都道府県に配当した選挙区の数を基に選挙区の改定を行うこととするもの。

1 趣旨

この法律は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区をめぐる現状等に鑑み、平成22年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案（以下「今次の改定案」という。）の作成等について、人口に比例して各都道府県に配当した選挙区の数を基に選挙区の改定を行うための特別の措置を講ずることにより、各選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、公職選挙法の一部改正等について定めるものとする。 （第1条関係）

2 公職選挙法の一部改正

- (1) 衆議院議員の定数を475人（現行480人）とし、小選挙区選出議員を295人（現行300人）とすること。〔比例代表選出議員の定数は、現行のまま〕
- (2) 衆議院小選挙区選出議員の選挙区は、別に法律で定めること。 （第2条関係）

3 緊急是正法の廃止

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律は、廃止すること。 （第3条関係）

4 今次の改定案の作成等に関する特例

- (1) 衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）による今次の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数は、6の附則別表で定める数とすること。
- (2) 審議会による今次の改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情をも考慮して、合理的に行わなければならないこと。

(3) 審議会による今次の改定案の勧告は、この法律の施行の日から6月以内においてできるだけ速やかに行うものとする。

(4) 政府は、審議会による今次の改定案の勧告があったときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(附則第3条関係)

5 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から施行すること。ただし、2は、2(2)の法律の施行の日から施行すること。

(2) この法律による改正後の公職選挙法の規定は、2(2)の法律の施行の日以後初めて公示される衆議院議員の総選挙から適用すること。

(3) その他所要の規定の整備を行うこと。

6 附則別表

(都道府県) 小選挙区の数

<u>北海道</u>	13 (12)	<u>石川県</u>	3 (3)	<u>岡山県</u>	4 (5)
<u>青森県</u>	3 (4)	<u>福井県</u>	2 (3)	<u>広島県</u>	7 (7)
<u>岩手県</u>	3 (4)	<u>山梨県</u>	2 (3)	<u>山口県</u>	3 (4)
<u>宮城県</u>	5 (6)	<u>長野県</u>	5 (5)	<u>徳島県</u>	2 (3)
<u>秋田県</u>	2 (3)	<u>岐阜県</u>	5 (5)	<u>香川県</u>	2 (3)
<u>山形県</u>	3 (3)	<u>静岡県</u>	9 (8)	<u>愛媛県</u>	3 (4)
<u>福島県</u>	5 (5)	<u>愛知県</u>	17 (15)	<u>高知県</u>	2 (3)
<u>茨城県</u>	7 (7)	<u>三重県</u>	4 (5)	<u>福岡県</u>	12 (11)
<u>栃木県</u>	5 (5)	<u>滋賀県</u>	3 (4)	<u>佐賀県</u>	2 (3)
<u>群馬県</u>	5 (5)	<u>京都府</u>	6 (6)	<u>長崎県</u>	3 (4)
<u>埼玉県</u>	17 (15)	<u>大阪府</u>	20 (19)	<u>熊本県</u>	4 (5)
<u>千葉県</u>	14 (13)	<u>兵庫県</u>	13 (12)	<u>大分県</u>	3 (3)
<u>東京都</u>	30 (25)	<u>奈良県</u>	3 (4)	<u>宮崎県</u>	3 (3)
<u>神奈川県</u>	21 (18)	<u>和歌山県</u>	2 (3)	<u>鹿児島県</u>	4 (5)
<u>新潟県</u>	5 (6)	<u>鳥取県</u>	1 (2)	<u>沖縄県</u>	3 (4)
<u>富山県</u>	3 (3)	<u>島根県</u>	2 (2)		

(※括弧内は、現行の数)